

大牟田市環境学習用機材貸出要領

(目 的)

第1条 この要領は、地域における環境学習及び環境保全活動を支援することを目的に大牟田市が所有する環境学習用機材等（以下「機材」という。）の貸出等について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機材)

第2条 この要領により貸出を行う機材は、「別表」に記載されている機材をいう。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、地域において環境に関する学習、活動をする者とする。

(貸出料)

第4条 機材の貸出は無料とする。ただし、電池等の消耗品は機材の借用者（以下「借用者」という。）の負担とする。

(貸出の方法)

第5条 機材の貸出を受けようとする者は、環境保全課へ貸出状況を問い合わせのうえ、環境学習用機材借用申請書（様式第1号）（以下「借用書」という。）を貸出希望日の概ね1週間前までに環境保全課に持参、郵送、FAX又はE-mailにより提出するものとする。

2 環境保全課長は、前号の借用書の提出があった時は、その内容を審査し、支障がないと認める時は貸出するものとする。

3 貸出期間は、原則として7日以内とする。ただし、別表の区分（供与）の教材については返却を要しないものとする。

(禁止事項)

第6条 借用者は、機材の使用にあたって適切な管理に配慮するとともに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 借用書に記載した使用目的外での使用
- (2) 機材の第三者への転貸
- (3) 政治、宗教、営利目的への使用

(貸出期間中の責任等)

第7条 貸出期間中の機材の使用により、借用者又は第三者に発生した損害については、市はその一切の責任を負わないものとする。

2 機材の使用にかかる事故等については、借用者の責任において対処しなければならない。

3 機材を紛失又は破損した時は、借用者は直ちに環境保全課長にその状況を報告しなければならない。

4 借用者の不注意又は不適切な使用により、機材に損害が生じた場合は、原状回復に要する費用を借用者に求める場合がある。ただし、天災その他特別な理由があると環境保全課長が認めた場合は、この限りではない。

(機器の返却)

第8条 機材使用後は清掃し、環境保全課に返却する。

(補 足)

第9条 この要領に定めるもののほか、機材の貸出に関し必要な事項は、環境保全課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月3日から施行する。